

○ さいたま地方検察庁執務規程

検事正訓令 検察官，検察事務官，検察技官宛て

	昭和61年4月5日	浦地訓	第5号
改正	昭和63年4月8日	浦地訓	第4号
	平成2年3月28日	浦地訓	第1号
	平成2年6月8日	浦地訓	第6号
	平成3年3月25日	浦地訓	第1号
	平成3年4月1日	浦地訓	第2号
	平成3年12月20日	浦地訓	第9号
	平成4年4月1日	浦地訓	第1号
	平成4年7月1日	浦地訓	第4号
	平成6年4月1日	浦地訓	第5号
	平成6年7月12日	浦地訓	第7号
	平成8年3月27日	浦地訓	第2号
	平成8年5月11日	浦地訓	第6号
	平成10年4月9日	浦地訓	第2号
	平成11年3月31日	浦地訓	第3号
	平成12年3月21日	浦地訓	第1号
	平成13年3月30日	浦地訓	第1号
	平成13年4月25日	浦地訓	第9号
	平成17年4月1日	さい地訓	第5号
	平成19年10月1日	さい地訓	第9号
	平成20年2月15日	さい地訓	第1号
	平成20年3月25日	さい地訓	第12号
	平成21年3月27日	さい地訓	第1号
	平成23年5月9日	さい地訓	第2号
	平成24年2月29日	さい地訓	第5号
	平成24年4月12日	さい地訓	第1号
	平成24年5月1日	さい地訓	第3号
	平成25年6月28日	さい地訓	第3号
	平成26年1月31日	さい地訓	第1号
	平成27年4月10日	さい地企訓	第10001号
	平成28年4月1日	さい地企訓	第10002号

浦和地方検察庁執務規程に関する訓令(昭和49年12月25日浦地訓第14号検事正訓令)の全部を次のように改正する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 さいたま地方検察庁本庁，支部及び管内区検察庁職員の執務は，検察庁法，検察庁事務章程その他の法令によるほか，この規程の定めるところによる。

第2章 機構

(本庁検察官の配置等)

第2条 本庁の検事及び副検事は，部に配置する。

2 指導係検事は総務部に，少年，外事，麻薬，風紀，暴力，環境及び本部の各係検事は刑事部に，財政経済，公安労働の各係検事は特別刑事部にそれぞれ配置された検事のうちから指名する。

(副部長)

第2条の2 部に副部長を置くことができる。副部長は、検事のうちから検事正が任命する。

2 副部長は、部長を助けて部の所管事務を整理し、また、部長の命を受けて部の職員を指揮監督する。

(統括副検事)

第2条の3 検事正は、管内区検察庁の副検事のうちから、統括副検事を指名することができる。

2 統括副検事は、上司の命を受け、その属する区検察庁又は部の所管事務を整理し、その職員を指揮監督する。

(サイバー係検事及び国際係検事)

第2条の4 検察庁事務章程第7条に規定する係検事のほか、本庁刑事部にサイバー係検事及び国際係検事を置く。サイバー係検事及び国際係検事は、本庁刑事部の検事のうちから検事正が命ずる。

2 サイバー係検事は、本庁で扱う事件のうちサイバー事件（埼玉県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課送致（送付を含む。）に係る事件その他高度な情報技術を利用した特異重大な事件）及びこれに関連する事項を担当する。

3 国際係検事は、法務省刑事局国際課又は最高検察庁国際担当検事等との連絡協調及び国際捜査共助に関連する事項等を担当する。

(秩父支部に対する指揮監督等)

第3条 熊谷支部長は、秩父支部の庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する。

(区検に対する指揮監督等)

第4条 次席検事は、さいたま区検察庁及び久喜区検察庁の庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する。

2 支部長は、支部の所在地にある区検察庁（事務取扱方法変更庁を含む。）の庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する。

3 部長は、検事正が特に定める場合を除き、検察庁法第4条及び第6条に規定する事務（以下「検察事務」という。）に関し、それぞれその所管に従い、支部管内の区検察庁以外の区検察庁の職員を指揮監督する。

4 川越支部長は、検察事務に関し、所沢区検察庁の職員を指揮監督する。

5 本庁と川口区検察庁との間の検察事務に関する連絡調整は、総務部長が担当する。

6 本庁と大宮区検察庁との間の検察事務に関する連絡調整は、特別刑事部長が担当する。

(上席の検察官)

第5条 本庁及び支部の所在地以外の地にある区検察庁において、副検事が2名以上あるときは、席次の上位にある副検事が庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する。

(地検検察官事務取扱)

第6条 本庁又は支部の所在地にある区検察庁の副検事は、必要に応じ、本庁又はその支部（事務取扱方法変更庁を含む。）の検察官の事務を取り扱う。

(区検検察官事務取扱等)

第7条 本庁に配置された検事は、さいたま区検察庁及び久喜区検察庁の検察官の事務を取り扱う。

2 支部勤務を命ぜられた検事は、その勤務する支部の所在地にある区検察庁及び事務取扱方法変更庁の検察官の事務を取り扱う。

(組織運営会議)

第8条 検察に関する重要な事項につき、検事正の諮問に応ずるため、組織運営会議を置く。

2 組織運営会議は、次席検事、部長、支部長、統括副検事、事務局長、首席捜査官、検務監理官、事務局次長、企画調査課長、部（総務部を除く。）の事件管理担当の次席捜査官又は統括捜査官（事件管理担当が複数の場合は上位の者。）及び支部の統括検務官（秩父支部を除く。）をもって構成し、検事正が主宰する。

3 組織運営会議には、必要に応じ、前記構成員以外の職員を出席させ、その意見を求めることができる。

4 会議の経過は、必要に応じ、議事録にとどめる。

(検察官会議)

第9条 検察に関する事項につき、検事正の諮問に応ずるため、検察官会議を置く。

2 検察官会議は、検事正が招集する。

3 検察官会議には、検察官以外の職員を出席させ、その意見を求めることができる。

4 会議の経過は、必要に応じ、議事録にとどめる。

(課長等会議)

第10条 事務局事務又は検務事務に関する重要な事項につき、検事正の諮問に応ずるため、課長等会議を置く。

2 課長等会議は、検事正が招集する。

3 課長等会議には、必要に応じ、検察官を列席させるほか、事務局長、事務局次長、その他の職員を出席させ、その意見を求めることができる。

4 会議の経過は、必要に応じ、議事録にとどめる。

(課長補佐)

第11条 課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、検察事務官のうちから任命する。

3 課長補佐は、課長を補佐し、課長に事故のあるとき、又は課長が欠けたときは、臨時にその職務を行う。

(係の名称及び所管事務)

第12条 事務局及び総務部の各課並びに総務部監査室並びに川越支部及び熊谷支部の総務課に置く係の名称及びその所管事務は、別表第1に定めるところによる。

2 係に係長を置き、検察事務官のうちから任命する。

3 係長は、上司の命を受け、係の所管事務をつかさどる。

4 係に係主任を置くときは、検察事務官のうちから検事正が任命する。

5 係主任は、上司の命を受け、係の所管事務のうち、課長が指定する事務に従事する。

(検務部門並びに捜査及び公判部門の事務分担の名称及び所管事務)

第13条 検務部門並びに捜査及び公判部門における事務分担の名称及びその所管事務は、別表第2に定めるところによる。

(上席検務専門官)

第14条 総務部検務部門及び支部に上席検務専門官を置くことができる。

2 上席検務専門官は、置かれた部門の検務専門官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理する。

(上席主任捜査官)

第14条の2 本庁捜査・公判部門に上席主任捜査官を置くことができる。

2 上席主任捜査官は、置かれた部門の主任捜査官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理する。

(中核事務官)

第14条の3 捜査及び公判部門に中核事務官を置くことができる。

2 中核事務官は、裁判員裁判対象事件及び次席検事が特に指定した事件の公判又は捜査に関する事務につき、検察事務官の中核となって職務を遂行するものとする。

第3章 運営

第1節 通則

(臨時職務代行)

第15条 検事正及び次席検事に事故のあるとき、又は欠けたときは、部長が、その席次により臨時に検事正の職務を行う。

(管内各庁に対する指揮監督の補佐)

第16条 検事正の支部・管内区検察庁に対する庶務及び会計の事務に関する指揮監督は、次席検事のほか、事務局長が補佐する。

(事務移転)

第17条 検事正は、必要があると認めるときは、職員の担当する特定の事務を他の職員に取り扱わせる。

(事務の決裁)

第18条 事務は、第23条に定める場合のほか、別に定めるところにより、順次上司の決裁を経て執行する。

(事務の引継ぎ)

第19条 職員は、所掌の事務を交替したときは、事務引継ぎを正確に行わなければならない。

2 前項の引継ぎに当たり、上司の指示があったときは、これを書面で報告しなければならない。

第2節 捜査及び公判

(立件)

第20条 検察官は、犯罪を認知して捜査に着手するときは、あらかじめ上司の指揮を受けなければならない。不起訴又は中止処分に付した事件を再起するときも、同様とする。

(事件の配点)

第21条 事件は、本庁(さいたま区検察庁及び久喜区検察庁を含む。以下同じ。)においては所管部長、支部(その支部の所在地にある区検察庁及び事務取扱方法変更庁を含む。以下同じ。)においては支部長、その他の区検察庁においては庁務を掌理する検察官が、それぞれ配点する。

2 検事正は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、特定の検察官を指名して事件を担当させる。

(捜査及び公判立会上の注意)

第22条 検察官は、重要事件又は事実認定・法律解釈上重要な問題を含む事件の捜査及び公判立会に際し、あらかじめ上司の指示を受けなければならない。

(事件の決裁)

第23条 本庁及び支部における事件の処理は、所管部長又は支部長を経て検事正の決裁を受けなければならない。ただし、検事正は、必要に応じ、一定の範囲を指

- 定して次席検事，所管部長，支部長又は統括副検事に決裁させることができる。
- 2 川口区検察庁における事件の処理は，検事正が別に指定するものを除き，庁務を掌理する検察官を経て総務部長，又は同部長に差し支えがあるときは，検事正が別に指定する部長の決裁を受けなければならない。
 - 3 大宮区検察庁における事件の処理は，検事正が別に指定するものを除き，庁務を掌理する検察官を経て特別刑事部長，又は同部長に差し支えがあるときは，検事正が別に指定する部長の決裁を受けなければならない。
 - 4 所沢区検察庁における事件の処理は，検事正が別に指定するものを除き，庁務を掌理する検察官を経て，川越支部長の決裁を受けなければならない。

(公判立会の分担)

- 第24条 公判立会の分担は，本庁においては公判部長，支部においては支部長，その他の区検察庁においては庁務を掌理する検察官が，それぞれ定める。
- 2 検事正は，前項の規定にかかわらず，必要があると認めるときは，特定の検察官を指名して公判の立会をさせる。

(裁判結果)

- 第25条 裁判結果票は，本庁においては公判部事件管理担当，支部及びその他の区検察庁においては執行係事務官が，それぞれ日々これを取りまとめ，上司に供関する。
- 2 無罪，免訴，公訴棄却，管轄違い，法令適用の誤り，求刑と著しく異なる裁判，その他重要事件について裁判があったときは，公判立会検察官は，直ちに，本庁においては公判部長に，支部においては支部長に，その他の区検察庁においては庁務を掌理する検察官にそれぞれ報告しなければならない。事実認定又は法律解釈等に関し，執務上参考となる裁判があったときも，同様とする。
 - 3 前項の報告を受けた公判部長等は，直ちにその旨を検事正に報告しなければならない。

第3節 検察官上訴

(控訴等)

- 第26条 検察官上訴は，本庁においては公判部長，支部においては支部長，その他の区検察庁においては，庁務を掌理する検察官が，公判立会検察官から報告を受けて審議し，検事正の決裁を経た上，東京高等検察庁検事長の指揮を求める手続をとるものとする。

(控訴趣意書の名義)

- 第27条 控訴趣意書の名義は，本庁及び川口・大宮区検察庁においては次席検事，支部においては支部長とする。

(抗告等)

第28条 抗告(準抗告を含む。以下同じ。)は、第1回公判期日前においては捜査担当検察官が、その後においては公判担当検察官がそれぞれ上司の指揮を受けてこれを行う。

2 抗告の要否を検討すべき裁判があったときは、担当検察官は、本庁においては所管部長、支部においては支部長、その他の区検察庁においては庁務を掌理する検察官に直ちにその旨を報告しなければならない。

第4節 監査

(監査の種類及び監査官)

第29条 監査は、本庁、支部及び管内区検察庁につき、定期に検事正自ら行い、又は検察官及び検察事務官に命じて行わせる。

2 前項に定めるもののほか必要があるときは、臨時に監査を行う。

(監査報告)

第30条 監査を行った検察官及び検察事務官は、特に指示された場合を除き、書面によりその結果を報告しなければならない。

(監査細則)

第31条 監査に関する細則は、別に定める。

第4章 文書

(文書細則)

第32条 文書に関する細則は、別に定める。

第5章 勤務

(勤務の心得)

第33条 職員は、常にその職責を自覚し、品位を保ち、秘密を守り、上司の命に従い、相互に協調し、かつ、人権を尊重して懇切を旨とし、忠実にその職務を遂行しなければならない。

(意見の申出)

第34条 職員は、事務の改善に資し、あるいは執務の参考となる事項を上司に申し出なければならない。

(出勤簿)

第35条 職員は、定時までに出勤し、出勤簿に押印しなければならない。

(休暇)

第36条 職員が、休暇(遅刻及び早退を含む。)の承認を得ようとするときは、順次上司を経て請求しなければならない。

(他出)

第37条 職員が勤務時間中その勤務の場所を離れるときは、上司に対し、その所在を明らかにしておかなければならない。

(出張)

第38条 職員は、出張して処理する用務が生じたときは、上司にその旨を申し出て、検事正の出張命令を受けなければならない。

(宿直)

第39条 本庁においては、検察官又は検察事務官が事件の捜査、処理等のための宿直勤務をしなければならない。

2 前項の宿直勤務をする検察事務官は、庁舎、設備等の保全及び文書の收受等のための宿直勤務を併せて行う。

3 宿直に関する細則は、別に定める。

(警備)

第40条 職員は、別に定める細則により庁舎の警備につかなければならない。

附 則

本執務規程は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則(昭和63年4月8日浦地訓第4号)

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則(平成2年3月28日浦地訓第1号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年6月8日浦地訓第6号)

この訓令は、平成2年6月8日から施行する。

附 則(平成3年3月25日浦地訓第1号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年4月1日浦地訓第2号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月20日浦地訓第9号)

この訓令は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成4年4月1日浦地訓第1号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年7月1日浦地訓第4号)

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日浦地訓第5号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年7月12日浦地訓第7号)

この訓令は、平成6年7月12日から施行する。

附 則(平成8年3月27日浦地訓第2号)
この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年5月11日浦地訓第6号)
この訓令は、平成8年5月11日から施行する。

附 則(平成10年4月9日浦地訓第2号)
この訓令は、平成10年4月9日から施行する。

附 則(平成11年3月31日浦地訓第3号)
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日浦地訓第1号)
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日浦地訓第1号)
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年4月25日浦地訓第9号)
この訓令は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日さい地訓第5号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月1日さい地訓第9号)
この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年2月15日さい地訓第1号)
この訓令は、平成20年2月25日から施行する。

附 則(平成20年3月25日さい地訓第12号)
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日さい地訓第1号)
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月9日さい地訓第2号)
この訓令は、平成23年5月9日から施行する。

附 則(平成24年2月29日さい地訓第5号)
この訓令は、平成24年2月29日から施行する。

附 則(平成24年4月12日さい地訓第1号)
この訓令は、平成24年4月12日から施行する。

附 則(平成24年5月1日さい地訓第3号)
この訓令は、平成24年5月1日から施行する。

附 則(平成25年6月28日さい地訓第3号)
この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成26年1月31日さい地訓第1号)
この訓令は、平成26年1月31日から施行する。

附 則(平成27年4月10日さい地企訓第10001号)
この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

附 則(平成28年4月1日さい地企訓第10002号)
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第12条関係)

係の名称及び所管事務				
部・局・支部	課・室	係	所管事務	
事務局	総務課	庶務係	1 官印及び庁印の管守に関する こと。 2 自庁警備に関する こと。 3 文書の接受発送に関する こと。 4 前3号に掲げるところのほか、 庶務に関する こと。 5 前各号に関連する こと。	
		秘書係	1 検事正の秘書に関する こと。 2 前号に関連する こと。	
	人事課	人事第一係	1 人事に関する こと。 2 前号に関連する こと。	
		人事第二係	1 給与に関する こと。 2 職員の厚生に関する こと。 3 前各号に関連する こと。	
	会計課	主計係	1 歳入及び歳出に関する こと。 2 予算及び決算に関する こと。 3 共済組合に関する こと。 4 保管金に関する こと。 5 前各号に関連する こと。	
		用度係	1 用度に関する こと。 2 没収物等の売却に関する こと。 3 前2号に関連する こと。	
		国有財産係	1 国有財産及び営繕に関する こと。 2 前号に関連する こと。	
	総務部	企画調査課	企画調査係	1 企画調査に関する こと。 2 検察審査会に関する こと。 3 国家賠償法に基づく争訟に関する こと。 4 情報の公開に関する こと。 5 個人情報の保護に関する こと。 6 各部局間の調整に関する こと。 7 前各号に関連する こと。 8 他の所管に属しないものに関する こと。

		教養係	<ul style="list-style-type: none"> 1 教養指導に関する事。 2 司法修習生の修習指導に関する事。 3 前2号に関連する事。
	情報システム管理課	情報システム管理係	<ul style="list-style-type: none"> 1 検察情報処理システムの管理に関する事。 2 前号に関連する事。
		統計係	<ul style="list-style-type: none"> 1 統計に関する事。 2 前号に関連する事。
	監査室	監査係	<ul style="list-style-type: none"> 1 事務監査に関する事。 2 前号に関連する事。
川越支部, 熊谷支部	総務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> 1 官印及び庁印の管守, 人事, 給与, 職員の厚生, 自庁警備, 文書の接受発送その他庶務に関する事。 2 会計に関する事。 3 前2号に関連する事。 4 他の所管に属しないものに関する事。

別表第2(第13条関係)

検務部門並びに捜査及び公判部門の事務分担の名称及び所管事務		
部	事務分担の名称	所管事務
総務部	事件・証拠品・令状担当	1 事件の受理に関する事。 2 証拠品に関する事。 3 令状の請求及び執行に関する事(特別執行担当の所管に属するものを除く。) 4 前3号に関連する事。
	執行・徴収・特別執行担当	1 死刑及び自由刑の執行に関する事。 2 徴収金に関する事。 3 検事正があらかじめ指定する逃亡被疑者, 逃亡被告人及びとん刑者の逮捕又は収容に関する事。 4 恩赦及び保護に関する事。 5 前各号に関連する事。
	犯歴探証・記録担当	1 犯歴の調査に関する事。 2 科学的捜査の技術に関する事。 3 記録の保存に関する事。 4 前3号に関連する事。
刑事部	事件管理担当	1 事件の管理, 勤務管理, 立会事務管理及びその他庶務事務に関する事(交通・特別刑事部の所管に属するものを除く。) 2 部長決裁事件記録の点検・指導に関する事。 3 事件に関する資料の収集整備に関する事(交通・特別刑事部の所管に属するものを除く。) 4 少年事件の審判に関する事(交通・特別刑事部の所管に属するものを除く。) 5 前各号に関連する事。
	単独捜査担当	1 事件の捜査に関する事(交通・特別刑事部の所管に属するものを除く。) 2 前号に関連する事。
交通部	事件管理担当	1 交通関係事件の管理, 勤務管理, 立会事務管理及びその他庶務事務に関する事。 2 部長決裁事件記録の点検・指導に関する事。 3 第1号の事件に関する資料の収集整備に関する事。 4 第1号の少年事件の審判に関する事。 5 前各号に関連する事。
	単独捜査担当	1 交通関係事件の捜査に関する事。 2 前号に関連する事。
特別刑事部	事件管理担当	1 公安関係事件, 労働関係事件, 財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件の管理, 勤務管理, 立会事務管理及びその他庶務事務に関する事。 2 部長決裁事件記録の点検・指導に関する事。 3 第1号の少年事件の審判に関する事。 4 前3号に関連する事。
	資料管理担当	1 公安関係事件, 労働関係事件, 財政経済関係事件及び検事正があらかじめ指定する事件に関する資料の収集整

		備に関すること。 2 公安労働情勢の調査及びその資料の収集整備に関する こと。 3 前2号に関連すること。
公判部	事件管理担当	1 公判事件の管理, 勤務管理, 立会事務管理及びその他 庶務事務に関すること。 2 公判の運営一般に関すること。 3 公判の遂行に関すること。 4 公判の遂行に関する資料の収集整備に関すること。 5 前各号に関連すること。